

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 69 号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和 33 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 薬価基準収載医薬品（医薬品等告示第 5 号に規定する医薬品に限る。）の承認外投与に係る薬剤料 医科点数表及び歯科点数表（以下「医科点数表等」という。）により算定した点数に<u>100分の105を乗じて得た点数</u>とする。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料 使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に 1 回につき<u>303点</u>（3 歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>505点</u>、3 歳以上 6 歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>375点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の105を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(22) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 薬価基準収載医薬品（医薬品等告示第 5 号に規定する医薬品に限る。）の承認外投与に係る薬剤料 医科点数表及び歯科点数表（以下「医科点数表等」という。）により算定した点数とする。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料 使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に 1 回につき<u>306点</u>（3 歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>508点</u>、3 歳以上 6 歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>378点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の105を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(22) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。